平成２６年（フ）第１４４号
札幌市中央区南１条西20丁目１番22―401号
債務者　渡邉　真一
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　博丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３０９号
名古屋市東区主税町４丁目72番地の１　アーバニア主税町202号
債務者　上山　泰子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４３２号
京都府京田辺市河原東久保田３番地　15―411、前住所京都府城陽市寺田乾出北40番地の１　エスポワール壱番館208号
債務者　上井　文男
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　一喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
東京都江東区東雲１丁目９番22―1203号
債務者　西川　一男
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９号
北海道旭川市神居町神華62番地
債務者　藤井　　清
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
北海道旭川市神居町神華62番地
債務者　藤井喜美江
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９号
名古屋市瑞穂区軍水町２―９　ファミール晃山303号、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字西條字柳原30番地の１　レインボー大治206号
債務者　宇佐美広吉
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８号
金沢市鳴和２丁目９番24番地　ＳＴＭ102号
債務者　松田左官工業所こと　松田　信一
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５０号
神奈川県海老名市下今泉５丁目６番28号　グリシーナ・ローブ201
債務者　大畑　　昇
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　弘康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７９号
岐阜市柳森町２丁目56番地　グランパルク102号室、前住所岐阜市加納竜興町２丁目１番地　ファミール加納602号室
債務者　藤野　義信
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　　壽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１８９号
山口県下関市一の宮町２丁目５番９―606号　アイムス一の宮
債務者　梶山　　勉
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　敏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１号
大阪府貝塚市堀２丁目３番１号
債務者　山口　芳朗
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
大阪府和泉市府中町２丁目２番７―302号、前住所大阪府和泉市池上町１丁目３番15―902号
債務者　小原　美香（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
大阪府岸和田市中町４番19号、前住所大阪府堺市北区黒土町3005番地19―203号室、前住民票上の住所大阪府岸和田市大工町11番15号
債務者　廣瀬　修司
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
大阪府泉佐野市南中安松1553番地　221
債務者　上田　百合
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
大阪府岸和田市極楽寺町941番地の１　サンライズマンション東岸和田206号
債務者　山下　光夫
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
奈良県大和郡山市小泉町2958番地　県住１―203
債務者　杉野　千花（旧姓藤代・須田）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
奈良地方裁判所